

令和8年度

## 学校いじめ防止基本方針

青森山田中学校

## 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

青森山田中学校

### はじめに

ここに定める「青森山田中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」等13条を踏まえ、本校における、いじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 1、いじめの定義といじめの態様

#### 1) 定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 2) いじめの態様

「いじめ」の具体的な態様には以下のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

（文科省2013「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

## 2、未然防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

### 1) 未然防止のための措置

いじめについての共通理解をもつ

- ① いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 生徒に対して、全体集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

### 2) いじめに向かわない態度・能力を育成する

- ① 道徳教育や人権教育の充実
- ② 体験活動の充実  
一人一人が活躍でき、互いに認め合い、心のつながりが感じられる活動を行うことにより、友達関係を築き、社会性を育む。
- ③ ストレスに対処できる力の育成  
ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

### 3) わかる授業、楽しい授業づくりを進める

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないようわかりやすい授業、楽しい授業を行うよう努める。

### 4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ① 生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ② 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会

などを積極的に設ける。

③ 長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒会による、いじめ防止の訴えなど、生徒自身が主体的に考え行動するような取り組みを推進する。

3、早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日ごろから教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人達が気づきにくいところでおこなわれ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。また、生徒達に係わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

1) 教職員がいじめについて理解する。

2) 早期発見のための手立て

① 職員の気づきが基本

② 教育相談体制を整える

③ 実態に応じていじめ実態調査のアンケートを行う(学期1回は実施する)

④ いじめ相談の意義と手段を周知する

3) 相談しやすい環境づくりを進める

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじている側から「チクった」といわれていじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

4、いじめに対する措置

1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やか、かつ、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に行うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応に当たる。

## 2) いじめ対応の基本的な流れ

全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりを進めていく。

- ① いじめ情報のキャッチ
- ② 対応チームの編成
- ③ 正確な実態把握
- ④ 指導体制、方針決定
- ⑤ 生徒への指導・支援
- ⑥ 保護者との連携
- ⑦ 継続した指導

## 5、ネット上のいじめ対応

### 1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

### 2) 未然防止

学校の校則順守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

### 3) 保護者会で伝えること（未然防止の観点から）

- ① 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルール作りを行うこと。
- ② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③ ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。（早期発見の観点から）
- ④ トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化（メールを見た時の表情の変化など）に気づいた時には躊躇なく問いかけること。

### 4) 生徒たちに情報モラルに関して理解させること

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス、LI

NEなど)携帯電話のメールを利用した、いじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校において情報モラル教育を進める。

- ① 年に一度、携帯マナー教室を開催する。
- ② 教科において「インターネットの危険性」について指導する。

#### 5) 早期発見・早期対応

- ① 不適切な書き込みは直ちに削除すること。
- ② 学校ネットパトロール情報の活用と相談窓口の周知を行う。
- ③ チェーンメールは転送しないことを指導する。

### 6、いじめ防止の組織

#### 1) 名称及び組織構成等

- ① 名称・・・「学校いじめ対策委員会」
- ② 構成員・・・全教職員
- ③ 学校基本方針の策定・・・教頭
- ④ 周知・・・全教職員
- ⑤ 日常的な業務(事務局)・・・副校長、教頭、指導教諭、生徒指導部、養護教諭
- ⑥ 緊急会議・・・校長、副校長、教頭、指導教諭、指導部主任、関係学年、担任、養護教諭、関係部活動顧問(必要に応じて学校医と連絡をとる)

#### 2) 役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談、通報窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ④ 緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

### 7、重大事態への対処

生命・心身また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対処を行う。

- 1) 重大事態が発生した旨を、学校設置者に報告する。
- 2) 学校の措置者の指導・支援の下、以下のような対応にあたる。
  - ① 緊急会議を行い、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ② いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ③ 調査結果を速やかに、学校の設置者を通じて地方公共団体の長等まで報告する。(法律上定められている【法第 29 条から第 32 条まで】)。
- ④ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

3) いじめ(いじめの疑いを含む)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例(下記は例であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることを留意する)

① 児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

※カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

※多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

※わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上に拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き(重大事態の目安である 30 日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身または財産に大きな被害が生じると考え、いじめの重大事態をして捉えた。